



令和7年10月20日

第12回 こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 保育に携わるすべての職員の配置や処遇改善について(資料1・4)

(1) 保育に携わるすべての職員の配置基準について

- 職員の配置は、子どもの一人ひとりの教育・保育に必要な人員であり、保育の質の向上に必要不可欠なものです。
- 近年、子どもの発達においては個人の差が大きく、個別に対応する必要性が増えています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。子どもたちにきちんと向き合うため、基準以上の職員の配置については、各施設の努力により対応してきた現状があります。
- 1歳児の配置基準が改善されましたが、加算であるうえに、要件が課され、例えば要件(2)であれば、ICTによる登降園管理とさらに1機能を活用していなければ加算を取得できないということになっています。子どもにきちんと向き合うための配置基準の改善であることから、要件を課すのではなく、根本的に1歳児の配置基準を改善するようお願いします。
- 4・5歳児の配置基準の改善についても、改善された配置基準(3歳児15:1、4・5歳児25:1)にとどまらず、OECD加盟諸国における就学前施設の配置基準をめざすことを要望します。
- また、令和6年度の配置基準の改善では、「チーム保育推進加算(略)を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用」とされました。しかし、チーム保育推進加算は、チームリーダーの位置づけ等、チーム保育体制を整備し、職員の平均経験年数(12年以上)やキャリアを積んだ保育士が若手保育士とともに保育する体制を整備することで得られる加算です。配置基準の改善とは根本的に主旨が異なるものです。今後、配置基準の改善に加えてチーム保育の体制を整備している場合などには、別途チーム保育推進加算が獲得できるよう整理していただくことを要望します。

- 同様に、認定こども園におけるチーム保育加配加算を取得している施設にも同様の措置がとれるよう要望します。
- もちろん、応答的な関りが求められる 2 歳児の保育士の配置基準の改善も必要です。さらに、「アタッチメント（愛着）」を基盤とする視点、および多発する災害から子どもたちを守る視点から、0 歳児の配置基準についても、検討することが必要です。
- また、配置基準については、保育士・保育教諭はもちろん、配慮が必要な子どもやアレルギー対応が必要な子どもが増えていることも踏まえ、看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置の取り扱いが適当なのか、しっかり精査してください。

(2) 保育士が長きにわたってキャリアを積み上げ、専門性を高めるために

- 保育士の平均勤務年数が年々伸びているなか、現在の処遇改善等加算「区分 1（基礎分）」「区分 2（賃金改善分）」は 11 年で加算率が頭打ちとなります。経験が豊富で専門性の高い職員は、現場に必要不可欠な存在です。
- 保育士のさらなる定着をめざして、加算のあり方を見直すとともに、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を進めてください。

(3) 主任保育士の役割について

- 「こども誰でも通園制度」の試行的事業の前に実施されていた「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」の中間評価集計結果では、担当職員の約 63%が保育の経験年数が 11 年以上となっています。
- 時間的な制約等のある「こども誰でも通園制度」を進めるにあたって、経験や専門性のある主任保育士が果たす役割が重要であり、期待されることは明白です。
- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化としてください。

(4) 施設長の資質向上のために

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマ

ネジメントする役割を担うのは施設長です。

- また、近年、理不尽な要求を園に求める、いわゆるカスハラ等への対応も必要であり、現場で働く職員を守るためにも、施設長がその責任を果たすために必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要です。

2. 公定価格の見直しについて(資料4)

- 「冷暖房費加算」について、令和7年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置が設けられましたが、令和8年度以降の取り扱いについても、対象地域の意見もふまえながら引き続き慎重な検討を行ってください。
- 保育所等におけるインクルージョンの推進や人口減少地域の保育所等における保育機能の確保・強化などの公定価格への対応にあたっては、現場の意見をしっかりと聞いてください。

3. 保育所保育指針等の改訂にむけて

- 今回の資料に掲載はされていませんが、先日、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、保育所・認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について諮問がありました。前回の改訂から10年が経っており、今後、その内容を検討していくに際して、私たち保育の現場に携わる者の意見を十分聴いていただくとともに、乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう現在の三要領・指針の一本化に向けて検討を進めていただくことを要望します。
- 保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼稚園型認定こども園は幼稚園教育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも2、3号認定子ども、1号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。すべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとに支えるためにも、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を一本化することを要望します。

4. こども誰でも通園制度について(資料2)

- 試行的事業実施のなかで、補助金額が増額されましたが、実際には利用時間に加え、

利用園児と保護者との面接や利用後に園での様子を伝える時間もあります。限られた日数・時間のなかでのかわりだからこそ、この時間はより大切な時間です。

- これらは、事業の利用時間ではないため単価の対象になっていません。実利用時間以外に費やす時間や労力等も含めた単価を設けてください。
- あわせて、今回、事前面談が義務化されていますが、そこにかかる金額についても上乘せしてください。
- また、常時保育士等を雇用する必要がある一般型で運営するには、現在の単価では到底不十分であり、基本分単価を設定するなど、大幅な増額が必要です。
- さらに、令和8年度からの事業開始にむけて、市町村の準備についてはチェック表やフローチャートが作成されています。事業をスムーズに開始し、より多くの施設が本事業に取り組むことができるよう、施設向けにも同様に作成してください。

5. 保育士修学資金貸付の返還免除期間について(資料1)

- 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付の返還免除について、令和8年度募集より、実務従事期間を5年間から8年間に延長すると概算要求が行われました。
- しかし、卒業後の実務従事期間が長くなることにより、かえって保育士をめざす学生が減少する可能性があります。
- 保育士希望の学生が真に働きやすく長く保育所等に定着してもらうためにも、仮受人の事情に応じた返還免除要件の見直しをしてください（とくに従事期間のさらなる短縮）。

6. 保育現場でのDXの推進について(資料1)

- 保育現場でのDXの推進にあたっては、現実としてまだまだICT化されていない自治体や施設があるとの声があります。
- 保育現場のDXを実現するにあたっては、実際に使用する自治体・施設においてICT環境の整備が拡充されることがまず必要です。全国的に拡充が進むよう、自治体にさらなる働きかけをしてください。
- また、一律の運用を進めるにあたっては、各施設で必要な環境整備等、具体的にお示しいただくことで取り組みやすくなると思います。施設での管理・運用が特殊、複雑

化したものとならないようにしてください。

- とくに、費用面においては、過去に補助金等で購入したソフト等が経年で陳腐化している場合もあり、ICT 環境整備にかかる初期投資のみでなく、システム等の維持更新費の対応をお願いします。

7. 子どもの育ちをまんなかに据えた政策の実施(資料 4)

- 「3～5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設」について、3～5 歳の子どもたちは、身体活動が活発になるとともに、集団としての保育の重要性も増す時期です。小規模保育事業所で3～5 歳の子どもの育ちを保障できるのか疑問です。
- 国の規制改革という視点だけで判断するのではなく、日本の将来を担う子どもの育ちという視点からご検討・ご判断いただくことが必要だと考えます。

8. 「こどもまんなか社会」を実現するための日本の働き方改革(資料 1)

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- そのためには仕事と育児を両立しやすい職場づくり等の日本の長時間労働を是正する施策や男性の育休取得率の向上をすすめることが必要です。
- その一方、保育所等においては 11 時間開所や土曜開所が求められています。保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どもたちもいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会なのでしょうか。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、子どもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方を改善するために、例えば、6 時間の短時間勤務が義務化されている 3 歳未満児の保育標準時間を 8 時間にすることや、週 40 時間勤務の実態に合わせ、週の保育日数を 5 日にし、それをこえる部分は自己負担にするなど、現在の、11 時間開所、週 6 日開所が求められる保育所等の開所時間等のあり方等についても検討してください。このことは保育士の人材確保・定着に直結する問題でもあると考えます。

9. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成について

- 令和 8 年度概算要求のなかには記載がありませんが、保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和 8 年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。